○ 漁船損害等補償法施行規則の一部を改正する省令案への提出意見及び意見考慮結果・理由等
※行政手続法第 43 条第２項に基づき、提出意見は整理又は要約している場合があります。

番号	御意見の概要	検討結果
１	本件改正案により、定款の定めという要件が、大臣の承認に置き換わることとなる。したがって、組合員の利益を害しないようにするため、大臣による承認の際は、定款で定める場合に準じ、組合員の意向に配慮すべきである。	貴重な御意見ありがとうございます。 農林水産大臣の承認に当たっては、漁船損害等補償法の規定及びその趣旨に従って適切に対応いたします。
２	１．準備金および特別準備金の法定目的との整合性 漁船損害等補償法第 105 条・第 106 条に定められた各準備金は、いずれも事故補償の安定確保のための財源として位置付けられており、特別準備金は、施行規則に基づき、準備金積立後の残余剰余金の積立てとして限定的に運用されてきた。 今回の改正案では、事務費、システム整備費、漁業経営安定に資する幅広い事業費に運用収益や特別準備金を充当できるとされており、法定目的との範囲関係が不明確。法律が目的を限定している財源について、省令により使用目的を拡大することは、委任の範囲との関係で慎重な検討が必要。 ２．事故補償財源と組合運営費の区分原則との関係 漁船保険制度の根幹は、「事故補償に充てる財源」と「組合運営に充てる財源」を区分する点にある。改正案では、準備金や運用益を組合事務費等に用いることが可能となるため、両者の財源区分が曖昧になる懸念がある。現行法体系は、目的別の収支区分に	貴重な御意見ありがとうございます。 １、４及び５について、漁船損害等補償法は、漁船損害等補償を通じて漁業経営の安定に資することを目的としており、本改正案においては、当該目的に資する範囲において特別準備金を取り崩すことができることとしております。なお、当該目的との関係で適切な費用に充てることを担保するため、農林水産大臣の承認が必要としております。 ２について、法律上、保険金・再保険金の支払に充てるための財源として、準備金を積み立てなければならないとされています。この準備金は、保険金・再保険金の支払以外に用いることはできず、その根幹となる区分原則は本改正後も変わりありません。特別準備金は、準備金が将来の支払財源として十分に積み立てられた後のその残余の積立分になります。 ３について、特別準備金の取崩しに当たっては、総会又は総代会の議決が必要とされており、まずは漁船保険組合でその案

	基づき設計されており、この原則との整合性について明確な説明が必要。 ３．大臣承認制度の基準の明確化 改正案では、大臣承認を統制手段として位置付けているが、承認に際し適用される具体的な判断基準が法律・省令ともに示されていない。承認制度が実効的に機能するためには、承認判断の基準、組合財務の健全性評価の考え方、取り崩し可能額の考え方、対象事業の妥当性評価の枠組みなどを明確にする必要がある。基準が存在しないまま承認のみを義務付ける構造は、行政裁量が広範となり、統制の実効性に懸念が生じる。 ４．特別準備金の安全装置としての性格への影響 特別準備金は、準備金でも不足金を補えない場合の補填財源として位置付けられており、制度の安定性を支える安全装置の役割を担っている。改正案では、恒常的な事務費やシステム整備費等にも充当可能となるため、特別準備金の本来の性格が弱まり、制度全体の安定性に影響を与える可能性がある。特別準備金の取り崩し方針は、制度の持続可能性に直結するため、より慎重な設計が求められる。 ５．「漁業経営の安定に資する事業」の範囲の明確性 新たに追加される「漁業経営の安定に資する事業」という文言は範囲が広く、対象事業が不明確。特に保険事業との関連性の範囲、経営安定の定義、対象事業の線引きが明示されていないため、準備金の一般的な財源化を招くおそれがある。省令レベルでは、対象範囲をより限定的かつ明確に規定することが望まれる。	を検討することとなります。 　また、過去に海難防止事業、漁船保険推進対策事業、漁船保険の振興と漁業経営安定のために必要な種々の事業等の実施が法律上措置されていたことがあり、その際にも農林水産大臣の事前承認が必要とされていたところです。準備金の財源である保険料の約４割は国民の税金で賄われており、国による監督措置を規定することは、国民の税金を適正に活用する観点から必要なことであると考えています。

	６．総括 改正案は制度運営上の課題に対応するものと理解するが、法定目的との整合性、財源区分原則、行政裁量の範囲、制度の安定性、用語の明確性など、法技術的観点からさらなる検討が必要。制度の根幹部分に関わる改正については、法律レベルでの議論も含め、より丁寧な制度設計が求められる。	